

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	薬事管理課	整理番号	6-7
処分の種類	毒物劇物業務上取扱者(届出不要)に対する措置命令			
根拠法令条例等・条項	毒物及び劇物取締法第22条第6項			
処分の概要	毒物又は劇物が盗難にあい又は飛散し、漏れ、流れ出、若しくはしみ出ることを防ぐための措置			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(事案ごとの裁量が大きく、あらかじめ処分基準を設定することが困難であるため。)</p> <p>【参考】 第22条 6 厚生労働大臣又は都道府県知事(第1項に規定する者の事業場又は前項に規定する者の業務上毒物若しくは劇物を取り扱う場所の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。次項において同じ。)は、第1項に規定する者が第4項において準用する第7条若しくは第11条の規定若しくは同項において準用する第19条第3項の処分に違反していると認めるとき、又は前項に規定する者が同項において準用する第11条の規定に違反していると認めるときは、その者に対し、相当の期間を定めて、必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。</p>			
基準の制定根拠	-			